

○鳥取県日野地区連携・共同協議会規約

平成22年7月23日

鳥取県告示第461号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県日野地区連携・共同協議会を設置したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条—第12条）
- 第3章 協議会の会議（第13条—第15条）
- 第4章 幹事会（第16条）
- 第5章 専門部会（第17条）
- 第6章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第18条—第19条）
- 第7章 協議会の財務（第20条—第28条）
- 第8章 補則（第29条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この協議会は、鳥取県並びに日野郡日南町、日野町及び江府町が、事務を連携して管理し、及び共同で執行することなどにより、日野郡の区域における行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進するとともに、日野郡の区域に共通する諸課題の解決に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この協議会の名称は、鳥取県日野地区連携・共同協議会（以下単に「協議会」という。）とする。

（設置団体）

第3条 協議会は、鳥取県並びに日南町、日野町及び江府町（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

（担任する事務）

第4条 協議会の担任する事務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事務の管理及び執行

- ア 日野郡内の障がい者雇用に関する事務
- イ 日野郡内の母子保健分野における発達支援に関する事務
- ウ 日野郡内の消費者を対象とした悪質な訪問販売の防止等に向けた取組に関する事務
- エ 日野郡内の消費者行政に関する関係機関との連携に関する事務
- オ 日南町、日野町及び江府町における事務用品等の共同発注に関する事務
- カ その他協議会の目的を達成するために必要な事務

(2) 次に掲げる事務の連携及び共同化に関する協議

道路の維持管理及び除雪、保健福祉、教育、農林業・商工業等の振興、公営住宅等の維持管理、移住定住対策、地域交通、消費者相談、職員研修、専門職員の設置その他必要と認められる事務

(3) 関係団体の役割と権限移譲に関する協議

(4) 前2号のほか、協議会の目的を達成するために必要な協議

(事務所の所在地)

第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140—1に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係団体の長の中から関係団体の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 2 会長の任期は、2年とする。
- 3 会長は、再任されることができる。
- 4 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の関係団体の長（当該長の職務を代理する者がある場合は、その者）をもって充てる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下単に「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体別の配分については、関係団体の長の協議により、これを定める。

2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の職員のうちから選任する。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該関係団体の長に対し、その解任を求めることができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員2人以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は、速やかにこれを招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催の場所及び日時を会議に付議すべき事件とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 会議は、委員（第9条の規定により会長の職務を代理している委員を除く。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、これを開き、及び議決をすることができない。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会長は、必要に応じて関係者、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 委員が会議に出席できない場合で当該委員からの申出があったときは、会長は、当該委員が別途指名した者の出席を認めることができる。
- 5 前項の規定により指名され、会議に出席した者は、委員と同等の権限を行使することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 幹事会

(幹事会の設置)

第16条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、鳥取県の日野郡3町との連携、共同処理の推進に関する事務を所掌する部局の長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長をもってこれを組織する。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第5章 専門部会

(専門部会の設置)

第17条 第4条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第6章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)

第18条 協議会が、その担任する事務を各関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を各関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 前項の条例、規則その他の規程を改正し、又は廃止しようとする場合及び改正し、又は廃止した場合においては、当該関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

(住民参画)

第19条 会長は、第4条各号に掲げる事務を遂行するに当たっては、日野郡内の住民等の声を聴くなど住民の行政参画の推進に努めるものとする。

第7章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第20条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係団体が負担する。

2 前項の規定により各関係団体が負担すべき額は、関係団体の長が遅くとも年度開始前60日までにその協議により決定しなければならない。この場合において、関係団体の長は、あらかじめ協議会对し、協議会が要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を含む。）を求めるものとする。

3 各関係団体は、前項の規定による負担金を、当該年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第21条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第22条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、当該年度開始前に会議の承認を得なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算の承認を得たときは、会長は、速やかに当該歳入歳出予算の写しに当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を添えて、関係団体の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第23条 関係団体の長は、協議会に係る既定予算の補正更正を必要と認めるときは、その協議により当該既定予算の補正更正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係団体の長に申し出るものとする。

3 前項の規定に基づく申出があったときは、関係団体の長は、直ちに第1項の協議をしなければならない。

4 第1項の規定に基づき関係団体の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前3条の規定の例により、これを行うものとする。この場合において、第20条第2項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」と、「遅くとも年度開始前60日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第3項中「当該年度開始

後直ちに」とあるのは「直ちに」と、第22条第1項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、当該年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、速やかに」と、同条第3項中「歳入歳出予算の承認」とあるのは「補正予算の承認」と、「当該歳入歳出予算」とあるのは「当該補正予算」と読み替えるものとする。

(出納)

第24条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が会議の議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。
- 3 会長は、職員のうちから協議会出納員を任命するものとする。
- 4 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を掌理する。
- 5 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の出納に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(決算)

第25条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、会議の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により決算の承認を得たときは、会長は、速やかに当該決算の写しに当該年度の事業報告書その他必要な書類を添えて、関係団体の長に送付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第26条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第18条第2項の規定を準用する。
- 3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びに当該財産の管理については、前2項の規定にかかわらず、関係団体の長が協議して定めるものを除き、協議会の定めるところによりこれを行うものとする。

(契約の締結)

第27条 協議会の予算の執行を伴う契約については、会議で定める場合を除き、会議の承認を得なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第28条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によるものとする。

第8章 補則

(事務処理の状況の報告等)

第29条 協議会は、毎会計年度少なくとも2回以上、協議会が管理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係団体の長に提出しなければならない。

- 2 関係団体が協議して定める町の監査委員は、随時協議会の出納を検査することができる。この場合において、当該監査委員は、速やかに当該監査の結果に関する報告を関係団体の長に提出しなければならない。

(関係団体の長の監視権)

第30条 関係団体の長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について報告をさせ、又は実施について事務を視察し、若しくは出納を検閲することができる。

(費用弁償等)

第31条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の規定に基づく費用の弁償等の額及びその支給方法は、会長が会議に諮って定める。

(協議会の解散の場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合においては、各関係団体がその協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係団体の長においてこれを当該関係団体の監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該関係団体の議会の認定に付さなければならない。

(雑則)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

(関係団体の長が協議により定める日＝平成22年7月23日)

- 2 前項の規定により、関係団体の長が協議によりこの規約を施行する日を定めた場合は、関係団体の長は、その旨を直後の関係団体の議会に報告しなければならない。

(初年度の予算の特例)

- 3 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第20条第2項中「遅くとも年度開始前60日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第3項中「当該年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」と、第22条第1項中「当該年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。